

テーマ:住まい・移住

取組事業名	担当	取組内容	課題	H26事業費	H26実績
子育て世帯定住促進奨励金	企画課 企画担当	<p>下記の条件を満たす世帯に対し、奨励金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校3年生以下の子を監護し、生計を同じくする父又は母である方 ・市外から転入し、市内に住宅等を取得、建て替え、増改築又は改修した方 ・転入後1年以内に、住宅の所有権を移転、又は工事引渡しを受けた方・市内に転入する前に、連続して5年以上市外に住んでいた方 <p>奨励金の額は①、②の合計額となる。</p> <p>①住宅等の取得費の3%に相当する額(上限40万円)に中学校3年生以下の子2人目から1人につき10万円を加えた額。</p> <p>②市内の建築業者を元請として住宅の新築、建て替え又は増築する場合、これらの経費の2%に相当する額で上限30万円。改築又は改修する場合には、これらの経費の範囲内で上限10万円。</p>	<p>本制度が後押しとなって都留市への転入を決めたということにまでは繋がっていない。もともと住んでいた人と不公平感が大きい。</p>	3,300千円	補助金交付件数 6件 転入人数 24人
空き家バンク	産業課 商工観光担当	<p>市内に売却や賃貸したい空き家を持つ人が空き家バンクに物件を登録し、ホームページに掲載された空き家を購入または賃借したい方(利用希望者)が、当事者間で交渉契約を行う。【空き家の登録】1.空き家所有者が市に申請を行う。2.所有者、市、市内不動産屋で空き家を確認し、登録可否の診断を行う。3.登録可能であれば、市HPに空き家を掲載する。【空き家の利用】1.利用希望者が市に申請を行う。2.利用希望者、市内不動産屋で空き家を訪問。3.利用希望者と空き家所有者が不動産屋を介して契約を行う。※上記の空き家利用は契約方法が「間接型」の場合。「直接型」は2.3を利用希望者と空き家所有者とで行う。</p>	<p>・手入れをされていない空き家があり、家の周辺が雑草に覆われていたり、家の中に荷物が散乱しているところもある。</p>	50千円	登録物件数 23件 成約件数 2件(賃貸)
井倉団地新婚子育て世帯入居支援事業	建設課 建築住宅担当	<ul style="list-style-type: none"> ・収入基準に関する優遇 年齢が35歳以下で、所得の上昇が見込まれる方については、収入基準の下限が158,000円が139,001円となる。 ・優先入居に関する優遇 夫婦の年齢が合わせて70歳以下で、入籍後2年以内または婚約中の方。 ・家賃減免に関する優遇 13歳未満の中学校就学前の子どもがいる世帯については、下記のとおり家賃が減免される。(通常54,000円) <p>○所得認定月額が214,000円以下の世帯は 41,000円。 ○所得認定月額が214,000円を超え259,000円未満の世帯は 48,000円。</p>	<p>平成27年10月1日現在、井倉団地の空き部屋数3戸に対し、入居希望者数3名と需給のバランスが取れている。今後子育て世帯の状況の把握に努める必要がある。</p>	5,940千円 (家賃減免額)	収入基準優遇 1世帯 家賃減免世帯 43世帯